

## 別紙-4 監視計画

監視計画については、以下のとおり既許可申請（許可番号：22-004）時から変更なし。

### (1) 監視の項目

監視する事項は、以下に示す海洋投入処分の実績に関する事項と海域の状況に関する事項とする。

#### 1) 海洋投入処分の実績に関する事項

- ① 海洋投入処分をした廃棄物の数量
- ② 海洋投入処分をした廃棄物の判定基準への適合状況

#### 2) 海域の状況

### (2) 監視の方法

#### 1) 海洋投入処分の実績に関する事項

廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画は、「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件」（平成 17 年環境省告示第 96 号）に則り、検討した。その内容は下記のとおりである。（表 1 参照）

##### ① 海洋投入処分をした廃棄物の数量

曳船の航行記録（海洋投入処分記録簿）、廃棄物処理記録簿、その他の海洋投入処分を記録した書類及び銚子海上保安部に提出する報告書をもとに月別の処分土量を算出する。

##### ② 海洋投入処分をした廃棄物の判定基準への適合状況

単位期間ごとに初めて海洋投入処分しようとする水底土砂について、法令で定める廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況を確認する。

監視報告には、申請時の内容に従って浚渫等を実施したことを示すため、判定基準の適合状況の確認を行った点及びその単位期間の浚渫範囲を図示する。

なお、判定基準に適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入処分を実施する。

#### 2) 海域の状況

初期的評価を実施する際に設定し、現況の把握を行った調査項目に関し、当該把握をした現況からの変化が生じているか否かについて、現況把握の際に用いた資料の継続的な収集、有識者・専門家等への意見聴取及び漁業関係者等からの聴取により把握する。なお、水環境のうち「海水中の溶存酸素量」及び「海水中の有機物質の量及び栄養塩類の量」については、排出海域は房総半島沖で閉鎖性水域ではないことから評価・監視項目から除外してもよいが、当該一般水底土砂の熱しゃく減量（強熱減量）が20%を超えている地点があるため設定した。

ただし、現況を把握する際に用いた資料については、監視調査の実施時期における更新情報の確認が難しい場合には、直接的な環境変化が想定される水環境、海底環境については現地調査により試料を採取・分析して状況の把握を行う。

主な監視内容と監視方法は表 2に示す。

### (3) 監視の頻度

前述の1)、2)で示した海洋投入処分の実績に関する事項、海域の状況に関する事項の監視の頻度は下記に示すとおりとする。

#### 1) 海洋投入処分の実績に関する事項

##### ① 海洋投入処分をした廃棄物の数量

単位期間に1回の頻度で、当該単位期間に海洋投入処分した廃棄物の数量を(2)1)①によるところにより確認する。

##### ② 海洋投入処分をした廃棄物の判定基準への適合状況

単位期間に1回の頻度で、海洋投入処分実施前に、判定基準への適合状況を(2)1)②に定めるところにより確認する。

#### 2) 海域の状況

当該許可に基づく海洋投入処分による海域の状況の変化を総括的に把握する上で適切な時期である2028年（最終年次終了時）に実施する。

また、許可期間が3年を超えるので、総括的監視に加え中間的な監視を2025年に実施する。

表 1 監視の方法と頻度（海洋投入処分の実績に関する次項について）

監視項目	監視の方法	監視の頻度
①海洋投入処分をした廃棄物の数量について	排出船に備え付けている廃棄物処理記録簿の記録に基づき、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認する。また、排出開始時及び終了時の位置を曳船のGPSにより確認・記録する。なお、監視報告において、海洋投入処分量は月別の集計結果を示す。	単位期間に1回の頻度で、当該単位期間に海洋投入処分した廃棄物の数量を(2)1)①に定めるところにより確認する。
②廃棄物の判定基準への適合状況について	単位期間ごとに、初めて海洋投入処分しようとする土砂について、判定基準への適合状況を確認することとする。なお、判定基準へ適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入処分を実施する。	海洋投入処分実施前に、判定基準への適合状況を(2)1)①に定めるところにより確認する。 また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故（油等流出事故）、近隣地域における工場等の立地等、しゅんせつ範囲への新たな汚染が確認された場合は、その都度、判定基準への適合状況を確認する。

表 2 海域の状況に関する事項の監視項目及び主な監視方法

監視項目		監視の方法	監視の頻度
水環境	海水の濁り	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理により現況からの変化が生じているか否かについて把握する。</li> <li>資料の継続的な収集によって、海洋投入処分後の現況把握がむずかしい場合は、現地調査を行って把握する。</li> </ul>	当該許可の有効期間において、海洋投入処分中間時（2025年）及び終了後（2028年）の各年に1回実施する。
	海水の溶存酸素量*		
	海水の有機物の量・栄養塩類の量**		
	有害物質等による海水の汚れ		
海底環境	底質の有機物の量		
	有害物質等による底質の汚れ		
生態系	干潟、藻場、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。</li> </ul>	
	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態		
	熱水生態系その他の特殊な生態系の状態		
人と海洋との関わり	海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。</li> </ul>	
	海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況		
	漁場としての利用状況		
	沿岸における主要な航路としての利用状況		
	海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他としての海底の利用状況		

備考)「環告第96号」では、「海水中の溶存酸素量\*」及び「海水中の有機物の量・栄養塩類の量\*\*」については、海洋投入処分をしようとする一般水底土砂の熱しゃく減量（強熱減量）が20%以上であり、かつ、排出海域が閉鎖性の高い海域その他の汚染物質が滞留しやすい海域である場合に選定すると規定している。

また、影響想定海域において、海域の状況に申請時に想定していなかった変化があることが確認された場合は、当該許可に基づく海洋投入処分の影響について改めて検討し、本申請における計画の変更申請を行うなど適宜対処する。

なお、監視を実施したのち、その結果を遅滞なく環境大臣へ報告する。

特に、判定基準の適合状況の監視結果については、実施毎に速やかに報告する。